

4. 注記表（法定）

区 分	5 年度	6 年度
(1)重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 他有価証券 ① 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品（数量管理品）については総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 購買品（売価管理品）については売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (3) 購買品（農機・自動車）については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (4) 販売品については総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。 (5) 諸材料については先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。 (6) その他の棚卸資産については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融	1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 他有価証券 ① 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品（数量管理品）については総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 購買品（売価管理品）については売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (3) 購買品（農機・自動車）については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (4) 販売品については総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (5) 諸材料については先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (6) その他の棚卸資産については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融

	資産当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 また、共済事業における不祥事件に関連する貸倒引当金計上額の算定にあたっては、未収金又はその他雑資産に計上した被害額から、回収可能見込額を控除した金額によっています。 (追加情報) 回収可能見込額について 回収可能見込額の算定にあたっては、業務上横領を行った元職員及び家族名義の共済契約に基づく共済金等、貯金、不動産、身元保証保険等を現時点で当組合が把握可能な情報に基づき検討を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 (1) 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③保管事業 組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。 ④加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益	資産当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 また、共済事業における不祥事件に関連する貸倒引当金計上額の算定にあたっては、未収金又はその他雑資産に計上した被害額から、回収可能見込額を控除した金額によっています。 (追加情報) 回収可能見込額について 回収可能見込額の算定にあたっては、業務上横領を行った元職員及び家族名義の共済契約に基づく共済金等、貯金、不動産、身元保証保険等を現時点で当組合が把握可能な情報に基づき検討を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 (1) 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③保管事業 組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。 ④加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益
--	---	---

	を認識しております。 ⑤利用事業 共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑥農業経営事業 家畜を飼育し販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、家畜を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、家畜の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑦その他事業 組合員の委託に基づき、共同選別事業を行っており、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各事業の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑧指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、円単位で表示しております。ただし、注記表及び附属明細書については、千円未満を切り捨て表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。 これにより、貸借対照表及び損益計算書の金額と注記表及び附属明細書に差が生じます。 8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を控除した額を記載しております。 (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。	を認識しております。 ⑤利用事業 共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑥農業経営事業 家畜を飼育し販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、家畜を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、家畜の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑦その他事業 組合員の委託に基づき、共同選別事業を行っており、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各事業の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑧指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、円単位で表示しております。ただし、注記表及び附属明細書については、千円未満を切り捨て表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。 これにより、貸借対照表及び損益計算書の金額と注記表及び附属明細書に差が生じます。 8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を控除した額を記載しております。 (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
--	--	--

(2) 会計上の見積りに関する注記	(3) 平成30事業年度に発覚した共済事業等の不祥事件による会計処理 共済契約者への戸別訪問による事実関係等の合意の結果を受け、当事業年度においても、平成30事業年度と同様に共済金等の不当な支払先に対し、雑資産計上(未収金又はその他雑資産)を行うとともに、共済金等の本来の支払先又は全国共済農業協同組合連合会に対して雑負債(未払金)を同額計上しております。 当該雑資産については回収可能見込額の検討を行った上で、現時点で雑資産から回収不能と見積もられる金額について貸倒引当金を計上し、前事業年度からの取崩額を貸倒引当金戻入益として当事業年度の特別利益に計上しております。 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 11,519千円(繰延税金負債との相殺前) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、経営改善計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 — 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営改善計画を基礎として一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,593,089千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	(3) 平成30事業年度に発覚した共済事業等の不祥事件による会計処理 共済契約者への戸別訪問による事実関係等の合意の結果を受け、当事業年度においても、平成30事業年度と同様に共済金等の不当な支払先に対し、雑資産計上(未収金又はその他雑資産)を行うとともに、共済金等の本来の支払先又は全国共済農業協同組合連合会に対して雑負債(未払金)を同額計上しております。 当該雑資産については回収可能見込額の検討を行った上で、現時点で雑資産から回収不能と見積もられる金額について貸倒引当金を計上し、前事業年度からの取崩額を貸倒引当金戻入益として当事業年度の特別利益に計上しております。 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 7,487千円(繰延税金負債との相殺前) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、経営改善計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 — 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営改善計画を基礎として一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,592,596千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
--------------------------	--	---

(3)貸借対照表に関する注記

①算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は132,871千円であり、その内訳は、次の通りです。なお、下記金額は平成18年度からの圧縮記帳額です。

(1) 建物	91,313千円
(2) 機械及び装置	29,448千円
(3) 器具・備品	4,305千円
(4) 構築物	3,325千円
(5) 車輦運搬具	4,480千円

2. 担保に供している資産

定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

法令等により記載する取引はありません。

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

＜債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額＞

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は101,522千円、危険債権額は17,753千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

①算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は132,871千円であり、その内訳は、次の通りです。なお、下記金額は平成18年度からの圧縮記帳額です。

(1) 建物	91,313千円
(2) 機械及び装置	29,448千円
(3) 器具・備品	4,305千円
(4) 構築物	3,325千円
(5) 車輦運搬具	4,480千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM 5台、JASTEM端末機5台、車輦30台については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産

定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に供しています。

4. 役員との取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

法令等により記載する取引はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

＜債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額＞

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は98,412千円、危険債権額は19,265千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(4)金融商品に関する注記	破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は119,276千円です。 なお、上記の各債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地について、次の方法により再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価の方法：固定資産税評価額を基に合理的な調整を行って算定した。 (2)再評価を行った年月日：平成11年3月31日 (3)再評価により生じた差額：77,286千円 再評価前の土地の帳簿価額：125,065千円 再評価後の土地の帳簿価額：202,351千円 なお、当該土地の年度末の時価の合計額は再評価後の帳簿価額の合計額を67,471千円下回っています。 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取り組み方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫長崎支店等へ預けています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び営業債権である経済事業未収金であり、貸出金及び経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクが常に存在します。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。 貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づ	破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は117,677千円です。 なお、上記の各債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地について、次の方法により再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1)再評価の方法：固定資産税評価額を基に合理的な調整を行って算定。 (2)再評価を行った年月日：平成11年3月31日 (3)再評価により生じた差額：77,286千円 再評価前の土地の帳簿価額：125,065千円 再評価後の土地の帳簿価額：202,351千円 なお、当該土地の年度末の時価の合計額は再評価後の帳簿価額の合計額を68,026千円下回っています。 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取り組み方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫長崎支店等へ預けています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び営業債権である経済事業未収金であり、貸出金及び経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクが常に存在します。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。 貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づ
----------------------	---	--

き、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が36,516千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	13,303,683	13,296,100	△7,583
貸出金	2,382,239		
貸倒引当金(*1)	△89,913		
貸倒引当金控除後	2,312,345	2,373,064	60,718
経済事業未収金	69,941		
貸倒引当金(*2)	△21,465		
貸倒引当金控除後	48,475	48,475	—
資産計	15,664,503	15,717,639	53,135
貯金	15,006,119	14,968,599	△37,519
負債計	15,006,119	14,968,599	△37,519

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及

き、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が79,912千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	12,972,631	12,944,364	△28,267
貸出金	2,211,143		
貸倒引当金(*1)	△66,051		
貸倒引当金控除後	2,145,092	2,183,116	38,024
経済事業未収金	83,288		
貸倒引当金(*2)	△28,370		
貸倒引当金控除後	54,918	54,918	—
資産計	15,171,641	15,181,398	9,757
貯金	14,692,066	14,594,869	△97,197
負債計	14,692,066	14,594,869	△97,197

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及

び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価値のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	795,753
雑資産(*1)	2,075,201

(*1) 回収時期が見込めない雑資産を計上しております。なお、回収可能性を評価し、必要な貸倒引当金を計上しています。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	13,303,683	-	-
貸出金(*1,2)	484,526	193,401	162,155
経済未収金(*3)	57,573	-	-
合 計	13,845,782	193,401	162,155

び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価値のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	994,073
雑資産(*1)	2,070,806

(*1) 回収時期が見込めない雑資産を計上しております。なお、回収可能性を評価し、必要な貸倒引当金を計上しています。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	12,972,631	-	-
貸出金(*1,2)	467,816	180,137	163,941
経済未収金(*3)	64,148	-	-
合 計	13,504,595	180,137	163,941

(5)退職給付に関する注記

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
貸出金	151,487	123,197	1,174,479
経済未収金	-	-	-
合 計	151,487	123,197	1,174,479

(※1)貸出金のうち、当座貸越 71,870 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金 91,000 千円については「5年超」に含めています。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 93,011 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3)経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 12,367 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(※1)	11,750,995	984,083	866,373
合 計	11,750,995	984,083	866,373

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	866,076	421,748	103,614
合 計	866,076	421,748	103,614

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

1. 退職給付に関するもの

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「特定退職金共済制度」を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	54,612千円
退職給付費用	5,212千円
退職給付の支払額	△9,021千円
期末における退職給付引当金	50,803千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	153,943千円
特定退職共済制度	△103,139千円
退職給付引当金	50,803千円

(4) 退職給付に関連する損益

退職給付費用	5,212千円
--------	---------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,599千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は28,418千円となっています。

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
貸出金	136,783	121,072	1,053,033
経済未収金	-	-	-
合 計	136,783	121,072	1,053,033

(※1)貸出金のうち、当座貸越 64,438 千円については「1年以内」に含めています。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 88,358 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3)経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 19,140 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(※1)	10,855,168	818,003	1,718,456
合 計	10,855,168	818,003	1,718,456

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	330,251	864,338	92,680
合 計	330,251	864,338	92,680

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

1. 退職給付に関するもの

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「特定退職金共済制度」を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	50,803千円
退職給付費用	7,946千円
退職給付の支払額	△10,506千円
期末における退職給付引当金	48,242千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	146,321千円
特定退職共済制度	△98,078千円
退職給付引当金	48,242千円

(4) 退職給付に関連する損益

退職給付費用	7,946千円
--------	---------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,599千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は27,491千円となっています。

(6) 税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>・貸倒引当金超過額</td><td>21,981千円</td></tr><tr><td>・退職給付引当金</td><td>14,052千円</td></tr><tr><td>・資産除去債務利息費用等</td><td>3,910千円</td></tr><tr><td>・未払事業税</td><td>794千円</td></tr><tr><td>・役員退職慰労金引当金</td><td>1,286千円</td></tr><tr><td>・賞与引当金</td><td>5,175千円</td></tr><tr><td>・賞与引当金に係る法定福利費</td><td>735千円</td></tr><tr><td>・不計上未収利息</td><td>115千円</td></tr><tr><td>・減損損失</td><td>34,028千円</td></tr><tr><td>・その他</td><td>232千円</td></tr><tr><td>(繰延税金資産小計)</td><td>(82,313千円)</td></tr><tr><td>・評価性引当額</td><td>△70,794千円</td></tr><tr><td>(繰延税金資産合計(A))</td><td>(11,519千円)</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>・全農みなし配当金</td><td>△854千円</td></tr><tr><td>(繰延税金負債合計(B))</td><td>(△854千円)</td></tr><tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td>10,664千円</td></tr></table> 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率</td><td>27.66 %</td></tr><tr><td>(調整)</td><td></td></tr><tr><td>・交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.35 %</td></tr><tr><td>・住民税均等割等</td><td>0.70 %</td></tr><tr><td>・受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△1.56 %</td></tr><tr><td>・市民税還付</td><td>△1.23 %</td></tr><tr><td>・評価性引当金の増減</td><td>△5.82 %</td></tr><tr><td>・その他</td><td>0.42 %</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>20.52 %</td></tr></table>	繰延税金資産		・貸倒引当金超過額	21,981千円	・退職給付引当金	14,052千円	・資産除去債務利息費用等	3,910千円	・未払事業税	794千円	・役員退職慰労金引当金	1,286千円	・賞与引当金	5,175千円	・賞与引当金に係る法定福利費	735千円	・不計上未収利息	115千円	・減損損失	34,028千円	・その他	232千円	(繰延税金資産小計)	(82,313千円)	・評価性引当額	△70,794千円	(繰延税金資産合計(A))	(11,519千円)	繰延税金負債		・全農みなし配当金	△854千円	(繰延税金負債合計(B))	(△854千円)	繰延税金資産の純額(A)+(B)	10,664千円	法定実効税率	27.66 %	(調整)		・交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35 %	・住民税均等割等	0.70 %	・受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.56 %	・市民税還付	△1.23 %	・評価性引当金の増減	△5.82 %	・その他	0.42 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.52 %	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>・退職給付引当金</td><td>13,630千円</td></tr><tr><td>・賞与引当金</td><td>2,531千円</td></tr><tr><td>・賞与引当金に係る法定福利費</td><td>377千円</td></tr><tr><td>・不計上未収利息</td><td>123千円</td></tr><tr><td>・貸倒引当金超過額</td><td>23,248千円</td></tr><tr><td>・資産除去債務利息費用等</td><td>4,200千円</td></tr><tr><td>・役員退職慰労金引当金</td><td>740千円</td></tr><tr><td>・減損損失</td><td>32,684千円</td></tr><tr><td>・未払事業税</td><td>228千円</td></tr><tr><td>・その他</td><td>989千円</td></tr><tr><td>(繰延税金資産小計)</td><td>(78,763千円)</td></tr><tr><td>・評価性引当額</td><td>△71,285千円</td></tr><tr><td>(繰延税金資産合計(A))</td><td>(7,467千円)</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>・全農みなし配当金</td><td>△876千円</td></tr><tr><td>(繰延税金負債合計(B))</td><td>(△876千円)</td></tr><tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td>6,590千円</td></tr></table> 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率</td><td>27.66 %</td></tr><tr><td>(調整)</td><td></td></tr><tr><td>・交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.35 %</td></tr><tr><td>・受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△1.58 %</td></tr><tr><td>・住民税均等割等</td><td>1.80 %</td></tr><tr><td>・評価性引当金の増減</td><td>△3.84 %</td></tr><tr><td>・税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>0.06 %</td></tr><tr><td>・中小法人等に係る軽減税率</td><td>△0.93 %</td></tr><tr><td>・その他</td><td>△0.42 %</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>24.09 %</td></tr></table> 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立し、に伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は22千円減少し、法人税等調整額は22千円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は502千円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。	繰延税金資産		・退職給付引当金	13,630千円	・賞与引当金	2,531千円	・賞与引当金に係る法定福利費	377千円	・不計上未収利息	123千円	・貸倒引当金超過額	23,248千円	・資産除去債務利息費用等	4,200千円	・役員退職慰労金引当金	740千円	・減損損失	32,684千円	・未払事業税	228千円	・その他	989千円	(繰延税金資産小計)	(78,763千円)	・評価性引当額	△71,285千円	(繰延税金資産合計(A))	(7,467千円)	繰延税金負債		・全農みなし配当金	△876千円	(繰延税金負債合計(B))	(△876千円)	繰延税金資産の純額(A)+(B)	6,590千円	法定実効税率	27.66 %	(調整)		・交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35 %	・受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.58 %	・住民税均等割等	1.80 %	・評価性引当金の増減	△3.84 %	・税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.06 %	・中小法人等に係る軽減税率	△0.93 %	・その他	△0.42 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.09 %
繰延税金資産																																																																																																																
・貸倒引当金超過額	21,981千円																																																																																																															
・退職給付引当金	14,052千円																																																																																																															
・資産除去債務利息費用等	3,910千円																																																																																																															
・未払事業税	794千円																																																																																																															
・役員退職慰労金引当金	1,286千円																																																																																																															
・賞与引当金	5,175千円																																																																																																															
・賞与引当金に係る法定福利費	735千円																																																																																																															
・不計上未収利息	115千円																																																																																																															
・減損損失	34,028千円																																																																																																															
・その他	232千円																																																																																																															
(繰延税金資産小計)	(82,313千円)																																																																																																															
・評価性引当額	△70,794千円																																																																																																															
(繰延税金資産合計(A))	(11,519千円)																																																																																																															
繰延税金負債																																																																																																																
・全農みなし配当金	△854千円																																																																																																															
(繰延税金負債合計(B))	(△854千円)																																																																																																															
繰延税金資産の純額(A)+(B)	10,664千円																																																																																																															
法定実効税率	27.66 %																																																																																																															
(調整)																																																																																																																
・交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35 %																																																																																																															
・住民税均等割等	0.70 %																																																																																																															
・受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.56 %																																																																																																															
・市民税還付	△1.23 %																																																																																																															
・評価性引当金の増減	△5.82 %																																																																																																															
・その他	0.42 %																																																																																																															
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.52 %																																																																																																															
繰延税金資産																																																																																																																
・退職給付引当金	13,630千円																																																																																																															
・賞与引当金	2,531千円																																																																																																															
・賞与引当金に係る法定福利費	377千円																																																																																																															
・不計上未収利息	123千円																																																																																																															
・貸倒引当金超過額	23,248千円																																																																																																															
・資産除去債務利息費用等	4,200千円																																																																																																															
・役員退職慰労金引当金	740千円																																																																																																															
・減損損失	32,684千円																																																																																																															
・未払事業税	228千円																																																																																																															
・その他	989千円																																																																																																															
(繰延税金資産小計)	(78,763千円)																																																																																																															
・評価性引当額	△71,285千円																																																																																																															
(繰延税金資産合計(A))	(7,467千円)																																																																																																															
繰延税金負債																																																																																																																
・全農みなし配当金	△876千円																																																																																																															
(繰延税金負債合計(B))	(△876千円)																																																																																																															
繰延税金資産の純額(A)+(B)	6,590千円																																																																																																															
法定実効税率	27.66 %																																																																																																															
(調整)																																																																																																																
・交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35 %																																																																																																															
・受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.58 %																																																																																																															
・住民税均等割等	1.80 %																																																																																																															
・評価性引当金の増減	△3.84 %																																																																																																															
・税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.06 %																																																																																																															
・中小法人等に係る軽減税率	△0.93 %																																																																																																															
・その他	△0.42 %																																																																																																															
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.09 %																																																																																																															
(7) 収益認識に関する注記	「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																																																																																																															
(8) その他の注記	1. 資産除去債務会計 (1) 当該資産除去債務の概要 当組合の一部の建物（本店）に使用されている有害物質（アスベスト）を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。 (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出まで	1. 資産除去債務会計 (1) 当該資産除去債務の概要 当組合の一部の建物（本店）に使用されている有害物質（アスベスト）を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。 (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出まで																																																																																																														

【J Aの概要】

	の見込期間は19年、割引率は2.16%を採用しています。	の見込期間は19年、割引率は2.16%を採用しています。
(3)	当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
	期首残高 14,138千円	期首残高 14,138千円
	時の経過による調整額 0千円	時の経過による調整額 661千円
	期末残高 14,138千円	期末残高 14,800千円

5. 剰余金処分計算書（法定）

（単位：円）

科 目	5 年度	6 年度
1 当期末処分剰余金	401,541,553	414,210,440
2 任意積立金取崩額	—	—
計	401,541,553	414,210,440
3 剰余金処分額	15,000,000	15,300,000
(1) 利益準備金	15,000,000	5,300,000
(2) 任意積立金	—	—
事業基盤強化積立金	—	—
固定資産減損対策積立金	—	—
対馬農業振興対策積立金	—	—
J A 対馬畜産対策積立金	—	—
本店建設資金積立金	—	10,000,000
組織強化実践対策積立金	—	—
(3) 出資配当金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
4. 次期繰越剰余金	386,541,553	398,910,440

（注） 1. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活文化改善事業の費用に充てるための繰越額 4,000,000 円が含まれています。

2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準は別表のとおりです。

＜別表＞

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準
事業基盤強化積立金	不良債権処理や法律・制度改正等の外部環境の影響等による経営リスクに備えて、事業基盤強化に必要な資金を積み立てる。	(1) 積立目標額 120,000千円 (2) 積立方法 毎事業年度の積立額は、決算状況を参酌の上、計画性のある積立造成額を理事会で協議し、総代会の承認を得た上で積み立てるものとする。	不良債権処理や外部環境の影響等により経営リスクが発生し、財務に重大な影響がある場合に取り崩すことができる。
固定資産減損対策積立金	固定資産の減損会計制度の適用を受けた場合の経営上の影響を保全し、財務基盤の維持を図ることを目的とする。	(1) 積立目標額 120,000千円 とし、計画的に積み立てるものとする。 ※平成21年度末現在における減価償却資産帳簿残高の50%程度を目安に設定しています。	減価償却資産について、固定資産の減損会計により特別損失を計上した場合、当該金額の範囲内で取り崩すものとする。
対馬農業振興対策積立金	関係機関との農業振興計画協議事項に基づいた、当JA農業振興計画の各項目に掲げた目標達成と地域発展並びに対馬農業振興に寄与することを目的とする。	(1) 積立目標額 25,000千円	新規作物の作付や施設野菜・椎茸植菌量の拡大・肉用牛を増頭した農家への助成及び農業生産資材の価格高騰に対処する助成・補填等と担い手(後継者)育成及び農業生産資材の価格高騰に対処する助成・補填等並びに食農教育、地域資源を活用した農業振興に充てるため、積立金残高を上限として、当該助成相当額を取り崩すものとする。
JA対馬畜産対策積立金	関係機関との畜産振興計画に基づいた、肉用牛増頭目標達成のため、子牛価格が高騰していることから、一定の支援措置を講じる必要があり、また増頭することで耕作放棄地の解消や島内堆肥供給量の増加により、管内農家堆肥利用による地力向上を図り、対馬農業振興に寄与することを目的とする。	(1) 積立目標額 5,000千円	年度内に肉用牛を増頭及び維持した農家に対し、1頭当たり定額助成を行い、当該助成相当額を取り崩すものとする。
本店建設資金積立金	今後予定する当JA本店建設に係る経費負担に備え、準備金を造成する。	(1) 積立目標額 100,000千円	本店建設に起因する費用等が発生した場合に所要額を取り崩すものとする。
組織強化実践対策積立金	職員力(資質・能力・やる気)の向上ならびに、JA対馬各部会組織を強化することに加え、相互の連携強化も図ることで、組合員満足・利用者満足の獲得を目的とする。	(1) 積立目標額 5,000千円	JA対馬及び部会組織を活性化させるため、研修や組織強化策等を実践した際に要した所要額を取り崩すこととする。

6. 部門別損益計算書（令和6年度）（監督指針要請事項）

（単位：千円）

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	761,054	124,250	240,208	289,704	58,777	48,113	
事業費用②	351,516	15,845	22,167	229,784	29,714	54,003	
事業総利益③ (①-②)	409,537	108,404	218,041	59,919	29,062	△ 5,890	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	408,374 (11,956) (273,205)	81,072 (1,664) (38,182)	109,879 (3,486) (81,374)	102,348 (3,103) (70,704)	54,932 (1,708) (39,215)	60,141 (1,993) (43,728)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		25,394 (1,664) (13,916)	53,197 (3,486) (29,152)	47,359 (3,103) (25,952)	26,069 (1,708) (14,286)	30,411 (1,993) (16,665)	△182,431 (△11,956) (△99,972)
事業利益⑧ (③-④)	1,163	27,331	108,161	△ 42,428	△ 25,870	△ 66,031	
事業外収益⑨	27,940	4,474	9,332	6,795	3,391	3,946	
※うち共通分⑩		3,295	6,902	6,145	3,382	3,946	△23,672
事業外費用⑪	1,641	228	478	426	234	273	
※うち共通分⑫		228	478	426	234	273	△1,641
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	27,463	31,578	117,016	△ 36,059	△ 22,713	△ 62,358	
特別利益⑭	6,809	947	1,985	1,767	973	1,135	
※うち共通分⑮		947	1,985	1,767	973	1,135	△6,809
特別損失⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	34,273	32,525	119,002	△ 34,291	△ 21,740	△ 61,223	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		10,230	21,422	19,071	10,499	△ 61,223	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	34,273	22,295	97,580	△ 53,362	△ 32,240		

※ ⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は、各事業に直課できない部分
(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

各事業の人員割に応じて配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業を除いた各事業の人員割に応じて配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	13.9	29.2	25.9	14.3	16.7	100
営農指導事業	16.7	35.0	31.1	17.2		100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確認書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月30日
対馬農業協同組合
代表理事組合長 縫田 和己

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標（法定）

（単位：千円、口、人、％）

項 目	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
経常収益（事業収益）	876,576	799,581	851,496	775,459	753,552
信用事業収益	125,633	132,682	123,653	113,515	124,250
共済事業収益	255,647	254,852	254,023	244,510	240,208
農業関連事業収益	374,261	309,639	341,054	289,744	277,045
その他事業収益	127,774	108,932	140,507	133,449	119,550
経常利益	112,168	66,540	64,389	46,350	27,463
当期剰余金	31,435	△34,513	43,201	69,927	26,015
出資金 （出資口数）	293,706 (293,706)	272,884 (272,884)	269,799 (269,799)	261,238 (261,238)	252,731 (252,731)
純資産額	862,269	804,594	840,542	903,292	922,241
総資産額	17,705,078	17,846,533	17,934,405	17,798,352	17,467,483
貯金等残高	15,149,390	15,153,861	15,149,970	15,006,119	14,692,067
貸出金残高	2,625,573	2,502,840	2,525,132	2,382,259	2,211,144
剰余金配当金額	—	—	—	—	—
出資配当額	—	—	—	—	—
職員数	35	31	27	32	32
単体自己資本比率	7.55	9.36	11.05	11.99	12.96

- （注） 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表（法定）

（単位：百万円、％）

項 目	5 年度	6 年度	増 減
資金運用収支	106	111	5
役務取引等収支	2	2	—
その他信用事業収支	△7	△5	2
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	101 (0.63)	108 (0.69)	7 (0.06)
事業粗利益 （事業粗利益率）	426 (2.39)	409 (2.34)	△17 (△0.05)
事業純益	19	1	△18
実質事業純益	19	1	△18
コア事業純益	19	1	△18
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	19	1	△18

3. 資金運用収支の内訳（法定）

（単位：千円、％）

項 目	5 年度			6 年度		
	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資金運用勘定	15,740,206	107,845	0.6852	15,324,689	119,090	0.7771
うち預金	13,284,926	60,552	0.4558	13,035,808	78,036	0.5986
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	2,455,280	47,293	1.9262	2,288,881	41,054	1.7936
資金調達勘定	15,213,444	1,982	0.0130	14,936,592	7,374	0.0494
うち貯金・定期積金	15,213,444	1,982	0.0130	14,936,592	7,374	0.0494
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.2083	—	—	0.0300

（注）

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額（法定）

（単位：千円）

項 目	5 年度増減額	6 年度増減額
受 取 利 息	△4,512	11,244
うち預金	△322	17,483
うち有価証券	—	—
うち貸出金	△4,190	△6,239
支 払 利 息	△245	5,392
うち貯金・定期積金	△245	5,392
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	△4,267	5,852

（注） 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標 (法定)

① 科目別貯金平均残高 (法定)

(単位：百万円、%)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
流 動 性 貯 金	6,549 (43.5)	6,453 (43.9)	△ 96
定 期 性 貯 金	8,163 (54.3)	7,958 (54.2)	△ 205
そ の 他 の 貯 金	328 (2.2)	281 (1.9)	△ 47
計	15,040 (100.0)	14,692 (100.0)	△ 348
譲 渡 性 貯 金	— (—)	— (—)	—
合 計	15,040 (100.0)	14,692 (100.0)	△ 348

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高 (法定)

(単位：百万円、%)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
定期貯金	8,082 (100.00)	7,893 (100.00)	△ 189
うち固定金利定期	8,081 (99.99)	7,892 (99.99)	△ 189
うち変動金利定期	1 (0.01)	1 (0.01)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高 (法定)

(単位：百万円)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
手形貸付	11	11	0
証書貸付	2,299	2,136	△ 163
当座貸越	72	64	△ 8
割引手形	—	—	—
合 計	2,382	2,211	△ 171

② 貸出金の金利条件別内訳残高（法定）

（単位：百万円、％）

種 類	5 年度	6 年度	増 減
固定金利貸出	1,606 （ 67.4 ）	1,525 （ 69.0 ）	△ 81
変動金利貸出	776 （ 32.6 ）	686 （ 31.0 ）	△ 90
合 計	2,382 （ 100.0 ）	2,211 （ 100.0 ）	△ 171

（注）（ ）内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高（法定）

（単位：百万円）

種 類	5 年度	6 年度	増 減
貯金・定期積金等	73	94	21
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	82	78	△ 4
その他担保物	219	201	△ 18
小 計	374	373	△ 1
農業信用基金協会保証	1,710	1,570	△ 140
その他保証	290	263	△ 27
小 計	2,000	1,833	△ 167
信 用	8	5	△ 3
合 計	2,382	2,211	△ 171

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高（法定）

該当する事項はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高（法定）

（単位：百万円、％）

種 類	5 年度	6 年度	増 減
設備資金	1,846 （ 83.5 ）	1,743 （ 78.8 ）	△ 103
運転資金	536 （ 24.2 ）	468 （ 21.2 ）	△ 68
合 計	2,382 （ 107.7 ）	2,211 （ 100.0 ）	△ 171

（注）（ ）内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高（法定）

（単位：百万円、％）

種 類	5 年度	6 年度	増 減
農業	128 (5.8)	117 (5.3)	△ 11
林業	25 (1.1)	26 (1.2)	1
水産業	139 (6.3)	129 (5.8)	△ 10
製造業	58 (2.6)	55 (2.5)	△ 3
鉱業	— (—)	— (—)	—
建設・不動産業	194 (8.8)	183 (8.3)	△ 11
電気・ガス・熱供給水道業	15 (0.7)	14 (0.6)	△ 1
運輸・通信業	33 (1.5)	30 (1.4)	△ 3
金融・保険業	109 (4.9)	16 (0.7)	△ 93
卸売・小売・サービス業・飲食業	522 (23.6)	493 (22.3)	△ 29
地方公共団体	73 (3.3)	98 (4.4)	25
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他	1,086 (49.0)	1,050 (47.4)	△ 36
合 計	2,382 (107.6)	2,211 (99.9)	△ 171

（注）（ ）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高（法定）

1) 営農類型別

（単位：百万円）

種 類	5 年度	6 年度	増 減
農業	128	117	△ 11
穀作	102	99	△ 3
野菜・園芸	1	2	1
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	11	10	△ 1
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	14	6	△ 8
農業関連団体等	—	—	—
合計	128	117	△ 11

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	5 年度	5 年度	増 減
プロパー資金	43	41	△ 2
農業制度資金	47	38	△ 9
農業近代化資金	—	—	0
その他制度資金	47	38	△ 9
合計	90	79	△ 11

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する事項はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	102	29	6	67	102
	6年度	98	29	5	64	98
危険債権	5年度	18	3	14	1	18
	6年度	19	3	15	1	19
要管理債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	5年度	—	—	—	—
		6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	5年度	—	—	—	—
		6年度	—	—	—	—
小計	5年度	120	32	20	68	120
	6年度	117	32	20	65	117
正常債権	5年度	2,268				
	6年度	2,098				
合計	5年度	2,388				
	6年度	2,215				

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況（法定）

該当する取引はありません。

〈自己査定債務者区分〉

信用事業総与信		信用事業以外 の与信
貸出金	未収利息を 含むその他の の債権	
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要注意 先	要管理先	
	その他要注意先	
正常先		

〈農協法に基づく開示債権〉

信用事業総与信		信用事業以外の信与
貸出金	未収利息を含むその他の債権	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権	三月以上延滞債権	
	貸出条件緩和債権	
正常債権		

(イ)破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(ロ)危険債権

債権者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績の悪化し、契約に基いた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（イ）に掲げるものを除く）

(ハ)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（イ）及び（ロ）に掲げるものを除く）

(ニ)貸出条件緩和債権

債権者の経営困難又は支払を困ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、償還計画その他の債権者に有利となる処分を行った貸出金（イ）から（ロ）までに掲げるものを除く）

(ホ)正常債権

債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（イ）から（ニ）までに掲げる債権以外のものに区分される債権

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（法定）

（単位：百万円）

区 分	5 年度					6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	3	—	1	3	3	2	—	3	2
個別貸倒引当金	1,629	1,590	—	1,629	1,590	1,590	1,591	—	1,590	1,591
合 計	1,630	1,593	—	1,630	1,593	1,593	1,593	—	1,593	1,593

⑪ 貸出金償却の額（法定）

（単位：百万円）

項 目	5 年度	6 年度
貸出金償却額	—	—

（3）内国為替取扱実績（法定）

（単位：件、千円）

種 類		5 年度		6 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	3,204	16,377	3,470	16,536
	金 額	964,729	2,672,700	1,025,210	2,620,164
代金取立為替	件 数	1	—	—	—
	金 額	55	—	—	—
雑為替	件 数	80	23	78	7
	金 額	24,435	675	22,430	218
合 計	件 数	3,285	16,400	3,548	16,543
	金 額	989,219	2,673,375	1,047,640	2,636,707

（4）有価証券に関する指標（法定）

該当する取引はありません。

（5）有価証券等の時価情報等（法定）

該当する取引はありません。

２．共済取扱実績

（１）長期共済保有高

（単位：件、千円）

種 類		５年度		６年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	2,349	23,013,677	2,318	21,657,788
	定期生命共済	8	75,000	6	55,960
	養老生命共済	1,172	7,931,656	1,039	6,926,616
	うちこども共済	525	1,772,300	497	1,640,400
	医療共済	2,504	940,400	2,459	822,300
	がん共済	314	28,500	313	27,000
	定期医療共済	93	286,300	82	260,700
	介護共済	22	9,909	24	6,909
	認知症共済	4		4	
	生活障害共済	2		2	
	特定重度疾病共済	16		15	
	年金共済	527	2,000	502	—
建物更生共済		6,433	81,128,660	6,396	79,641,820
合 計		13,444	113,416,103	13,160	109,399,094

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

（２）医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種 類	５年度		６年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	2,504	15,100	2,459	13,991
がん共済	314	2,397	313	2,388
定期医療共済	93	492	82	429
合 計	2,911	17,989	2,854	16,808

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	22	26,663	24	26,981
認知症共済	4	2,000	4	2,000
生活障害共済(一時金型)	2	1,000	2	1,000
生活障害共済(定期年金型)	—	—	—	—
特定重度疾病共済	16	29,500	15	27,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	407	171,766	383	160,096
年金開始後	120	41,780	119	41,462
合 計	527	213,546	502	201,558

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	5 年度			6 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	482	5,197,770	5,996	468	4,902,460	5,800
自動車共済	5,393		239,927	5,417		240,723
傷害共済	4,622	14,137,000	440	5,142	15,697,000	391
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	27		101	41		93
自賠責共済	6,278		48,477	6,222		48,470
合 計	16,802		294,943	17,290		295,479

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
肥 料	61,153	12,245	46,879	7,065
農 薬	31,048	7,645	30,406	7,063
飼 料	62,105	5,303	58,283	4,105
農業機械	28,213	3,901	38,376	5,435
自 動 車	23,833	951	18,851	753
燃 料	1,112	153	1,138	187
そ の 他	41,582	7,006	37,637	6,590
合 計	249,046	37,204	231,570	31,198

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	47,010	894	14,033	500
麦	—	—	—	—
豆・雑穀	3,726	135	4,445	155
野 菜	44,089	1,746	35,960	1,446
果 実	5,840	232	2,889	112
花き・花木	—	—	—	—
畜 産 物	93,298	3,056	102,390	3,651
林 産 物	7,488	204	11,553	315
直 売 所	124,445	21,645	133,168	27,796
そ の 他	401	14	763	28
合 計	326,296	27,926	305,201	34,003

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
乾 椎 茸	21,034	4,749	28,475	5,431
合 計	21,034	4,749	28,475	5,431

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収 益	保 管 料	—	—
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	—	—
	計	—	—
費 用	倉 庫 材 料 費	—	—
	倉 庫 労 務 費	—	—
	そ の 他 の 費 用	263	269
	計	263	269

(5) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収 益	加 工 収 益	651	896
	計	651	896
費 用	加 工 費 用	1,005	2,149
	計	1,005	2,149

(6) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収 益	利 用 収 益	1,952	1,648
	経 済 契 約 収 益	1,215	996
	計	3,167	2,644
費 用	利 用 費 用	1,416	902
	計	1,416	902

(7) 農業経営事業取扱実績

(単位：千円)

	種類	経営規模	金額	
法第11条の50 第1項第3号の事業	肉用牛の繁殖	12	収益	3,675
			費用	4,741

(8) 共選場事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		5 年 度	6 年 度
収 益	選 別 手 数 料	1,424	1,705
	共 選 場 賦 課 金	475	293
	生ごみ資源等資源再利用 システム事業収益	28,990	29,640
	計	30,889	31,638
費 用	労 務 費	2,177	1,320
	水 道 光 熱 費	1,355	1,866
	共 選 場 雑 費	1,959	2,001
	生ごみ資源等資源再利用 システム事業費用	26,563	26,403
	計	32,054	31,590

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	取扱高	粗収益 (手数料)	取扱高	粗収益 (手数料)
食 品	10,523	1,859	12,612	2,228
衣 料 品	9,471	1,183	11,389	1,436
耐久消費財	168	25	60	8
日用保健雑貨	1,737	140	1,686	136
家庭燃料	38,693	32,833	37,076	31,731
そ の 他	10,045	1,446	10,472	1,495
合 計	70,637	37,486	73,295	37,034

(2) 介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	30,645	13,171
	実 費 収 入	1,701	1,628
	計	32,346	14,799
支 出	営 農 振 興 対 策 費	—	5
	指 導 事 業 負 担 金	1,834	2,060
	部 会 活 動 費	1,569	1,799
	広 報 活 動 費	—	—
	一 般 指 導 費	30,190	4,576
	組 織 育 成 費	776	751
	補 助 事 業 費	4,293	13,688
	計	38,662	22,879

IV 経営諸指標

1. 利益率（法定）

（単位：％）

項 目	5 年度	6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.226	0.136	△0.090
資本経常利益率	5.334	2.982	△2.352
総資産当期純利益率	0.341	0.129	△0.212
資本当期純利益率	8.047	2.825	△5.222

（注）1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率（法定）

（単位：％）

区 分		5 年度	6 年度	増 減
貯貸率	期 末	15.9	15.0	△0.9
	期中平均	16.1	15.3	△0.8
貯証率	期 末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

（注）1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

（単位：千円）

項 目		5 年度	6 年度
信用事業	貯金残高	468,941	459,127
	貸出金残高	74,446	69,098
共済事業	長期共済保有高	3,544,253	3,418,722
経済事業	購買品取扱高	9,990	9,527
	販売品取扱高	10,854	10,427

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	5 年度	6 年度
貯金残高	5,002,040	4,897,355
貸出金残高	794,086	737,048
長期共済保有高	37,805,367	36,466,365
購買品取扱高	63,937	60,973